

食品安全委員会（第 8 3 4 回会合）議事概要

日 時：令和 3 年 1 0 月 5 日（火） 1 4：0 0～1 4：5 1
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外 6 名
動画配信：行政 5 名、一般 9 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1 品目
硫酸銅

→厚生労働省から説明

本件について、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループで審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 3 品目
 - ・ JPN004 株を利用して生産された α -アミラーゼ
 - ・ CIT-No. 1 株を利用して生産された L-シトルリン
 - ・ VAL-No. 5 株を利用して生産された L-バリン

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（２）農薬第三専門調査会における審議結果について

- ・ 「アブシシン酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「炭酸水素カリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「炭酸水素カリウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量（ADI）を特定する必要は

ない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「アフィドピロペン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「アフィドピロペンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.08 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 0.18 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ペンシクロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「ペンシクロンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.053 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「カルバドックス」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ニフルスチレン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ロキササルソン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『カルバドックス』は、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、『暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の 3 の (2) に該当する。

本成分は、規格基準において『食品に含有されるものであってはならない。』として規定されており、不検出として管理されていることから、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

「『ニフルスチレン酸ナトリウム』及び『ロキササルソン』は、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、『暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の 3 の (2) に該当する。

本成分は、規格基準において『食品に含有されるものであってはならない。』とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。